



福岡医発第 1555 号 (地)
令和 4 年 9 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 4 年 8 月 24 日付けでオラパリブ（銘柄名：リムパーザ錠）の適応が拡大されたことに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 4 年 8 月 24 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載が予定されており、また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令 4. 8. 24 保医発 0824 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第1021号（保険）
令和4年8月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

令和4年8月24日付けでオラパリブ（銘柄名：リムパーザ錠）の適応が拡大されたことに伴い、今般、関連する検査料の点数を添付資料1のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和4年8月24日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌11月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1．検査料の点数の取扱いについて

（令和4年8月24日付け 保医発0824第4号 厚生労働省保険局医療課長）

2．検査料の点数の取扱いについて（日本医師会医療保険課）

添付資料1

保医発0824第4号
令和4年8月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年8月24日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-18(2)中「転移性若しくは再発乳癌患者」を「転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D006-18(3)中「「遺伝性乳癌卵巣癌症候群（HBOC）診療の手引き2017年版」を「「遺伝性乳癌卵巣癌症候群（HBOC）診療の手引き2021年版」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D006－17 (略) D006－18 B R C A 1／2 遺伝子検査 (1) (略) (2) 「2」血液を検体とするものについては、<u>転移性、再発若しくはH E R 2 陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者</u>、初発の進行卵巣癌患者、治癒切除不能な膵癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、P C R法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、B R C A 1 遺伝子及びB R C A 2 遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。 (3) 「2」血液を検体とするものについて、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として当該検査を実施するに当たっては、厚生労働省がん対策推進総合研	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D006－17 (略) D006－18 B R C A 1／2 遺伝子検査 (1) (略) (2) 「2」血液を検体とするものについては、<u>転移性若しくは再発乳癌患者</u>、初発の進行卵巣癌患者、治癒切除不能な膵癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、P C R法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、B R C A 1 遺伝子及びB R C A 2 遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。 (3) 「2」血液を検体とするものについて、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として当該検査を実施するに当たっては、厚生労働省がん対策推進総合研究事業研究班作成の「遺伝性乳癌卵巣癌症候群 (H

究事業研究班作成の「遺伝性乳癌卵巣癌症候群（HBOC）診療の手引き<u>2021</u>年版」を参照すること。なお、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	BOC）診療の手引き<u>2017</u>年版」を参照すること。なお、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
---	--

検査料の点数の取扱いについて

令和4年8月24日 保医発 0824 第4号（令和4年8月24日適用）

点 数	D 0 0 6 - 1 8 B R C A 1 / 2 遺伝子検査 2 血液を検体とするもの 2 0 , 2 0 0 点
関連する 留意事項の 改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ~ D 0 0 6 - 1 7 （略） D 0 0 6 - 1 8 B R C A 1 / 2 遺伝子検査 （1） （略） （2） 「2」血液を検体とするものについては、転移性、再発若しくはH E R 2 陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者、治癒切除不能な膵癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、P C R 法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、B R C A 1 遺伝子及びB R C A 2 遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。 （3） 「2」血液を検体とするものについて、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として当該検査を実施するに当たっては、厚生労働省がん対策推進総合研究事業研究班作成の「遺伝性乳癌卵巣癌症候群（H B O C）診療の手引き 2 0 2 1 年版」を参照すること。なお、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 * 8月24日付でオラパリブ（銘柄名：リムパーザ錠）の効能効果に「B R C A 遺伝子変異陽性かつH E R 2 陰性で再発高リスクの乳癌における術後薬物療法」の適用が追加されることに伴い、留意事項の変更を行うもの。

（日本医師会医療保険課）